

羽島市地域福祉計画案に寄せられた意見と市の考え方

No.	意見	市の考え方
1	<p>■項目及びページ 1 ページ（「互助」は他ページも） 地域福祉推進の考え方</p> <p>■意見 以下の文章で下線文面を計画書に追加記載すること。</p> <p>「自助」・「<u>互助</u>」・「共助」・「公助」の取組を連携・推進し、<u>課題解決の仕組み作りをしていき、すべての市民が安心できる地域社会を実現することを目指す</u>～</p> <p>■理由 ①互助とは自分では解決できないことは地域の助け合いで解決すること。 地域福祉で大切な要素は「自助」・「互助」・「共助」・「公助」の4要素であり、改正社会福祉法でも「地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備」とする旨を規定している。第4期岐阜県地域福祉支援計画（素案）にも4つの要素が明記されている。 ②課題解決の仕組み作りをしていき 社会福祉法第4条の2 あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図るよう～ （総論）課題を把握し、解決する仕組みが必要。</p>	<p>ご主旨につきましては、以下のとおり修正させていただきます。</p> <p>「自助」・「互助」・「共助」・「公助」の取組みを連携・推進の上、課題解決の仕組み作りに努め、すべての市民が安心できる地域社会を実現することを目指す～</p> <p>また、26ページにつきましても、「互助」を追加させていただきます。</p>
2	<p>■項目及びページ 2 ページ 計画の位置づけ</p> <p>■意見 以下の文章で下線文面を計画書に追加記載すること。</p>	<p>ご主旨のように修正させていただきます。</p>

	<p>福祉分野が共通して取り組むべき事項や個別計画だけでは網羅できない隙間を補完していく計画としての機能があり連携・調和を図るための基本的な方向性や目標～</p> <p>■理由 老障介護、ダブルケア、貧困の連鎖、8050問題など福祉の個別計画としては複数に関わる事案がある。地域福祉計画とはこれらの隙間を補完していく計画としての機能を有していると考えため。</p> <p>また平成30年12月議会質問では同様の指摘がなされ、各部局や関係機関と連携すると答弁されている。</p>	
3	<p>■項目及びページ 2ページ 計画の位置づけ</p> <p>■意見 以下の事柄を計画書に追加記載すること。 ①地域福祉活動計画（社協策定）の位置づけ ②地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係 文面として両計画の実現を支援するための施策を盛り込むなど、相互に連携することが重要です。</p> <p>■理由 ①社協・生活支援活動強化方針第2次アクションプランでは行政とのパートナーシップが示されている。 ②他市町では社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と行政が策定する「地域福祉計画」を一体的に策定もしくは相互に連携と記されている。 ③第四期岐阜県地域福祉支援計画（素案）においても県社協が策定した「WINCプラン」と連動性を持ちながら施策を進めると記載されているため。</p>	<p>48ページ「第5章 推進体制」「1 主体別の役割」「(4) 社会福祉協議会の役割」の中で、①②について記載させていただきます。</p>
4	<p>■意見 以下の事柄を計画書に追加記載す</p>	<p>「地域」の範囲については、取組内容によって妥当な範囲が異</p>

	<p>ること。</p> <p>①羽島市における「地域設定」を示すこと。</p> <p>②小地域から広域までを図で示すこと。</p> <p>③小地域福祉活動の区域を定めること。</p> <p>■理由</p> <p>社会福祉法第106条の3第1項に「住民に身近な圏域」と示されているのと、羽島市高齢者計画では36ページ羽島市日常生活圏域として5圏域を定めておられますよ！よって市の同計画書で「地域」と一語で示すのは簡略化・整合性がとれないと考える。</p> <p>小地域福祉活動については地域福祉の取組を計画的・戦略的に進めていくためには、ある程度組織的なまとまりをもつ区域を定める必要がある。</p> <p>「社協・生活支援活動強化方針」第2次アクションプランの強化方針の柱の一つ、アウトリーチの徹底でも小地域を単位にしたネットワークの構築（小学校区程度）が必要と記されている。</p>	<p>なるものです。また、具体的に「地域」の範囲を定めないことにより、地区や町を越えて連携・協力していくことも考えられますので、ご主旨につきましては原案どおりとさせていただきます。</p>
5	<p>■項目及びページ</p> <p>2ページ 計画の位置づけ</p> <p>■意見</p> <p>以下の事柄を計画書に追加記載すること。</p> <p>①同計画書を策定する法律根拠である社会福祉法第107条（市町村地域福祉計画）の条文を掲載すべきである。</p> <p>②改正福祉法第106条の3第1項の3つの事業に対しても市町村の新たな努力義務を掲載する。</p> <p>③平成28年に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」に地域共生社会の実現が盛り込まれ、その内容を掲載する。</p> <p>④社会福祉法（地域福祉の推進）第</p>	<p>3ページに記載させていただきます。</p>

	<p>4条の条文を記載すべきである。</p> <p>■理由</p> <p>いくつかは第四期岐阜県地域福祉支援計画（素案）にも掲載されているが、計画書の位置づけと法律による条文説明も含めるべき。</p>	
6	<p>■項目及びページ</p> <p>2ページ 計画の期間</p> <p>■意見</p> <p>羽島市健康増進計画は地域福祉計画と調和を図る計画として市町村地域福祉策定ガイドラインに記載されておりますが、図に追加しないのですか？</p> <p>また今後の課題となりますが、他の計画の調和をはかる方法として、他の福祉に関する計画と検討の時期を揃えて一体的な計画として策定することも考えられますが、方針として教えてください。</p>	<p>羽島市健康増進計画を「4 計画の期間」の図に追加させていただきます。</p> <p>他の計画との調和を図る方法として、ご主旨のとおり、他の福祉に関する計画と策定時期を揃えて一体的な計画として策定する方法もありますが、現時点では予定しておりません。策定時期は現状通りとしますが、個々の計画と地域福祉計画に矛盾が生じないように、見直しや次期計画策定時に内容を精査いたします。</p>
7	<p>■項目及びページ</p> <p>21～22ページ 地域福祉～課題や問題点</p> <p>■意見</p> <p>発達障がいのある人への支援について主に以下に課題があります。</p> <p>①発達障がいへの理解啓発（保護者や一般の方）</p> <p>②療育（育て方等）についての家族の悩み</p> <p>③幼児期における特別支援体制（西部幼稚園を除く）と関係機関との連携について</p> <p>これは広域での課題解決をしていく案件であり、多くの市町村障害者自立支援協議会では発達障がいに関するパンフレットを提案・作成や関係機関との連携の在り方について議論をしております。</p> <p>羽島市障害者総合支援協議会では、同案件に対して今後議論して課題解決へと繋ぐ取組を専門部会等でどう進めていきますか？</p>	<p>羽島市障害者総合支援協議会では、各福祉分野の関係者が連携を図り、様々な問題点について協議を行っております。今後の会議の参考とさせていただきます。</p>

	<p>また現状この案件に対して取り組んでいる対策についてご説明してください。</p> <p>■理由</p> <p>③については第3次岐阜県教育ビジョン（案）59ページ各園において、早期に、支援システムが構築されるよう推進します。と記述がされており、各園の特別支援教育体制に課題があります。</p>	
8	<p>■項目及びページ</p> <p>27ページ～ 施策の展開 全般的な意見①</p> <p>■意見</p> <p>① 市と社会福祉協議会の取り組みを一緒に記載するのではなく、分けて記載したほうがよい。</p> <p>② 数値目標を定めてもらいたい。</p> <p>③ 取り組み内容について同計画書の今後5年間で新規にやっていく取り組みについても記載すべき。</p> <p>■理由</p> <p>①市・社会福祉協議会は元々の組織が違うため、この項目はどちらが主体なのか、サービス利用者の観点から一目見て分かるように表記してもらわなければ混乱します。</p> <p>②、③は現状説明だけの抽象的表現、数値目標がないではどのように計画書に対して進捗を客観的に評価するのか分かりづらいと思う。</p>	<p>① につきましては、市と社会福祉協議会は連携して本計画の推進を担っていく存在であるため、分けて記載せず、原案通りとさせていただきます。</p> <p>② ③ につきましては、数値目標や取り組みは個々の個別計画において定め、本計画では、分野横断的な視点から、共通の目標や指針を定めるものと考えておりますので、原案通りとさせていただきます。</p>
9	<p>■項目及びページ</p> <p>27ページ～ 施策の展開 全体的な意見②</p> <p>■意見</p> <p>（市民の取り組み）</p> <p>住民だけでなく、市内において事業を若しくは活動をおこなう個人、法人その他団体についても取組内容を計画書に追加記載すべきだと思う。もしくは市内に居住しているだけを対象とするならば「市民」→「住民（等）」に変更すべきである。</p> <p>（市・社会福祉協議会の取り組み）</p>	<p>（市民の取り組み）について、具体的に「市民」の範囲を定めないことにより、取り組みに応じた連携・協力をしていくことも考えられます。幅広い地域福祉推進の観点から、今回は原案通りとさせていただきます。</p> <p>（市・社会福祉協議会等の取り組み）について、支援を必要とする一人ひとりのニーズに応じた取り組みを行っていきたいと考えておりますので、今回は原案通りとさせていただきます。</p>

	<p>全体的に「高齢者」の単語が目立つ。地域福祉計画とは「全世代・全対象型地域包括支援体制」が原則であり、特定分野ばかり目立つ取り組みはふさわしくないので、「すべての人が年代や状況を問わず」適切な支援が受けられる記述にすべき。</p> <p>■理由 （市民の取り組み） 羽島市まちづくり基本条例第3条 （1）市民の定義より。 （市・社会福祉協議会の取り組み） 今は分野別の取り組みが主なのですが、今後5年間でどの取組を「全世代・全対象型地域包括支援体制」にしていくのかを考える必要があるわけで、現状の取組だけを書くのであれば意味がない。</p>	
10	<p>■項目及びページ 27ページ～ 施策の展開</p> <p>■意見 ふれあいサロンですが、当市では「ひとり暮らし高齢者の孤立防止の解消、閉じこもり防止などが主な目的」だそうですが、地域共生社会の理念である制度・分野ごとの「縦割り」打破が言われている中、～サロンの対象範囲・形式（全国社協が平成6年にふれあい・いきいきサロンを提唱したとか）を広げていくべきだと思います。例題は別紙資料に示します。世代問わず集まれるサロンで、世代が固定しているからダメですよ、じゃなくてあきらめずに何度も繰り返して変えていくしかないと思います。</p> <p>■理由 第四期岐阜県地域福祉支援計画（素案）でも世代間の交流や地域での支え合い活動が発展していく支援を行います と明記されている。</p>	<p>ふれあいサロンにつきましては、アンケート調査等を通じ、様々な方にできる限り参加いただける環境作りに取り組んでおります。</p>
11	<p>■項目及びページ 28ページ いじめ、虐待、DV防止対策の推進</p>	<p>① について、29ページに以下のとおり記載させていただきます。</p>

	<p>■意見</p> <p>①以下の文面で下線を計画書に追加記載すること。 <u>地域住民（家庭）、施設、職場等での虐待を未然防止・早期発見するために、虐待の疑いがある場合でも通報義務を理解するよう努めましょう。</u></p> <p>②各関係専門機関との定期的に会議を開催し連携とありますが、会議名と開催頻度の実績を教えてください。また警察との連携はしておりますか。</p> <p>■理由</p> <p>①虐待は地域住民だけでなく施設や職場でもありえますし、未然防止・早期発見は市のHPでも紹介されている（法律でも）通りであるため。</p> <p>②今年夏に児童虐待で社会問題化しており、警察との虐待情報の共有化はどうなっているか気になる所。</p>	<p>家庭や学校、福祉施設、職場等での虐待を未然防止・早期発見するため、虐待の疑いがある場合は、信頼できる人や公的機関に相談または通報するよう努めましょう。</p> <p>②について、羽島市要保護児童対策及びDV対策地域協議会を開催しており、代表者会議は年1回、実務者会議は年5回開催しております。また、警察等の関係機関とは、必要に応じて連携しております。</p>
1 2	<p>■項目及びページ</p> <p>29ページ 生活に困難を抱える方への支援</p> <p>■意見</p> <p>以下のことを計画書に追加記載すること。 （市・社会福祉協議会等の取り組み）</p> <p>① 羽島市教育支援センターでは「ひきこもり」「非行・犯罪等」「いじめ」等に関する相談・支援に取り組んでおり相談窓口周知に努めます。</p> <p>② 生活困窮者自立支援制度で「家計改善支援事業」と「就労準備支援事業」を実施できるようにします。</p> <p>■理由</p> <p>岐阜県子ども・若者相談・支援窓口ガイドに掲載されております。制度の狭間の問題への対応の在り方の記載は同計画策定ガイドラインに示されておりますし、実際おこなっている事業のため。</p> <p>対象者：子ども・若者の相談者及びその保護者。</p> <p>② 法改正により「就労準備支援事</p>	<p>① ② について、30ページに以下のとおり記載させていただきます。</p> <p>子どもや若者、その保護者を対象とした、ひきこもり等に関する相談窓口の周知に努めます。</p> <p>「家計改善支援事業」「就労準備支援事業」をはじめとした生活困窮者自立支援制度の充実に努めます。</p>

	業」が努力義務化され、第四期岐阜県地域福祉支援計画（素案）にも全市町村で実施できるよう指標にて示されている。	
1 3	<p>■項目及びページ 30ページ 緊急・災害対策の充実</p> <p>■意見 以下のことについて（地域）は全文を、（市・社会～）は下線部分を、それぞれ計画書に追加記載すること。 （地域） ・自主防災組織を結成・防災訓練を支援し、防災力の向上に努める。 （市・社会福祉協議会等の取り組み） 下線部分を追加 ・避難行動要支援者名簿を整備し、<u>個別支援計画の作成を促進して、災害時における速やかな支援体制の構築に努めます。</u></p> <p>■理由 （自主防災組織） 市として地域ごとに結成を促しているため。 （要支援者における個別支援計画） 平常時の取組の一環として個別支援計画の策定があり、岐阜県の「災害時要配慮者支援マニュアル」も記載されており、岐阜県障がい者総合支援プラン（H27～29）の避難行動要支援者の個別計画の策定市町村の割合はH29末目標では100%であり、県として勘案している。羽島市では今後の検討課題として取り組んでいかなければならないため。</p>	<p>31ページ（地域の取り組み）、32ページ（市・社会福祉協議会等の取り組み）に以下のとおり記載させていただきます。</p> <p>自主防災組織の結成や防災訓練の実施等、地域における防災力の向上に努めます。</p> <p>避難行動要支援者名簿の整備や個別計画の作成を推進し、災害時における速やかな支援体制の構築に努めます。</p>
1 4	<p>■項目及びページ 32ページ 公共交通・移動手段の整備</p> <p>■意見 ① 以下のことについて計画書に追加記載すること。 （市・社会福祉協議会等の取り組み） ・外出支援サービス制度について周</p>	<p>① について、33ページに以下のとおり記載させていただきます。</p> <p>福祉有償運送制度をはじめとして、移動が困難な方々に対しての支援に努めます。</p>

	<p>知に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県支援制度を活用して買物弱者支援や移動支援事業をおこなっていく。 <p>② (提案事項) 国で検討中の互助による輸送など、新たな移動手段の支援の方法についても今後の動向に注目しつつ導入を検討してはどうか？</p> <p>■理由</p> <p>① 第四期岐阜県地域福祉支援計画(素案)の指標で買物弱者支援事業が示された。</p> <p>② 国交省設置の「高齢者の移動手段の確保に関する検討会」より自家用有償旅客運送や互助による輸送も含めて、移動手段を確保していく必要があるという認識が示されました。</p> <p>③ ヒアリング結果で高齢者・障害のある人の移動手段が上位であるため。</p>	<p>②については、情報収集に努め、適切な支援方法を検討いたします。</p>
15	<p>■項目及びページ</p> <p>33ページ 地域における社会福祉サービスの適切な利用の推進</p> <p>■意見</p> <p>以下の文章を計画書に追加記載すること。</p> <p>サービス提供事業者に対し、各種研修への参加を促進し、専門性を確保する、また定期的に実地指導を行い、質の確保を図る。</p> <p>■理由</p> <p>社会福祉サービスの適切な利用の推進の観点からすると、福祉サービスにかかわる職員の資質向上が必要ではないでしょうか。</p>	<p>現在、サービス提供事業者においては、県が認可を行っている場合もございます。今後も、県や関係機関等と連携し、サービス提供事業者への指導について検討して参ります。</p> <p>今回は原案通りとさせていただきます。</p>
16	<p>■項目及びページ</p> <p>34ページ 地域における社会福祉サービスの適切な利用の推進</p>	<p>「地域ケア会議」につきましては、自立支援・重度化防止のケアマネジメント支援を目的とし、多</p>

	<p>■意見 多職種が参加する会議の開催で「地域ケア会議」と「障害者総合支援協議会」ですが、現状として前者は地域ケア個別会議の開催頻度が少ない、地域ケア推進会議の開催実績がない。後者は専門部会が一つしかなく各分野に対しての議論がなされていない。つまり課題把握・検討・施策提案やネットワーク構築に課題があります。 協議の場について、来年度以降どのように組織編成・開催回数等で拡充していく方針か「地域ケア会議」と「障害者総合支援協議会」、それぞれ教えてください。</p> <p>■理由 改正社会福祉法第106条の3第1項第3号にて「多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築に関する事項」があり、既存の場（協議及び検討の場）の拡充が必要であると記されているため。</p>	<p>種職（理学療法士など）の視点から議論する地域ケア個別会議を新たに行う予定です。 「障害者総合支援協議会」につきましては、各福祉分野の関係者で構成され、様々な分野の協議が行われております。新たな専門部会の設置につきましても、引き続き協議して参ります。</p>
17	<p>■項目及びページ 34ページ 権利擁護の支援体制の構築（市・社会福祉協議会等の取り組み）</p> <p>■意見 下記の文章を計画書から（削除）して新たに（追加）して記載すること。 （削除） 地域包括支援センターにおいて～ （追加） 裁判所など関係機関と連携し、市町村による、成年後見制度利用促進のための中核機関の設置、地域連携ネットワークの構築に向けて対応していく。 ■理由 成年後見制度利用促進計画は平成33年度までに作成が義務付けられ、議会でもご答弁されている。 第四期岐阜県地域福祉支援計画（素</p>	<p>35ページにおいて、以下のようにさせていただきます。</p> <p>（削除） 地域包括支援センターにおいて～</p> <p>（記載） 家庭裁判所や専門職団体等の関係機関と連携し、権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築に努めます。</p>

	<p>案)にも明記されている。</p> <p>「社協・生活支援活動強化方針」第2次アクションプランにおいても権利擁護等に関する行政との取り組み強化が示されているので、市社協が中心的な役割をすることが望ましいと考える。</p> <p>地域包括支援センターで実施する成年後見制度利用促進、また権利擁護は高齢者のみが対象者であり、地域共生社会の理念として相応しくないので計画書からは削除したほうがよいと判断しました。</p>	
18	<p>■項目及びページ</p> <p>34ページ 地域における社会福祉サービスの適切な利用の推進</p> <p>■意見</p> <p>以下の文章を計画書に追加記載すること。</p> <p>(市・社会福祉協議会等の取り組み)</p> <p>ホームページ・広報誌・出前講座での福祉情報の発信やSNS等の新たなコミュニケーションツールを利用した情報発信の在り方について検討していく。</p> <p>■理由</p> <p>ホームページ・広報誌は当然としても若い世代はSNS等を活用しているので福祉情報を発信の手段として検討してはどうだろうか。</p>	<p>35ページにおいて、以下のよう に記載させていただきます。</p> <p>広報紙やホームページ、出前講座による福祉情報の発信を充実させるなど、多様な周知方法を検討します。</p>
19	<p>■項目及びページ</p> <p>36ページ 自治会活動の活性化</p> <p>■意見</p> <p>(地域の取り組み)</p> <p>自治会や公民館でHP作成(SNS等活用)するなど、自治会・公民館活動(サークル紹介含む)についてPRしていくべきである。</p> <p>(市・社会福祉協議会等の取り組み)</p> <p>地域住民の情報発信について。</p> <p>各公民館のホームページリンク集を作るなど、SNSを活用した地域住民への情報発信に努めてはどうか?</p> <p>■理由</p>	<p>自治会活動の周知やPR方法については、構成人員や地域特性もあり、自分たちのできる範囲で創意工夫しています。必要に応じて検討していきますので、今回は原案通りとさせていただきます。</p>

	<p>①自治会については「町会いんぷお」全国の町内会、自治会ホームページを一覧にしたサイトがあり岐阜県では大垣・可児・岐阜・土岐・中津川・飛騨市が利用している。</p> <p>②岐阜市では「岐阜市公民館ホームページリンク集」のコーナーがある。現状ではその自治会・公民館に足を運ぶか話を聞かなければどんな活動・サークルがあるか分からず、先進事例を参照にすることも難しいのではないか。</p>	
20	<p>■項目及びページ 36ページ 地域活動団体の活動支援</p> <p>■意見 以下の文章を計画書に追加記載すること。 (市・社会福祉協議会等の取り組み) 福祉関係当事者団体交流会の開催をする等、同じ困りごとを抱える団体が集まって話せる場、セルフヘルプの取組をしていく。</p> <p>■理由 セルフヘルプとは同じ悩みや問題を抱える団体(人)同士で支え合うことをいいます。福祉関係の当事者団体は似たような悩みを抱えている傾向にありますが、団体同士の連携は非常に希薄と感じております。やはり地域活動団体同士の連携という当事者力の向上支援は必要です。安城市の障害者自立支援協議会では「当事者部会」を設置して当事者団体間の意見交換の場として検討されています。</p>	<p>37ページにおいて、以下のとおり記載させていただきます。</p> <p>各福祉関係当事者団体間において、お互いの抱える問題や情報交換により、団体活動の活性化や社会的つながりの強化に努めます。</p>
21	<p>■項目及びページ 36ページ 地域活動団体の活動支援</p> <p>■意見 以下の文章を計画書に追加記載すること。 (市・社会福祉協議会等の取り組み) 各団体による地域福祉活動の周知の</p>	<p>37ページにおいて、以下のとおり記載させていただきます。</p> <p>各団体を実施する地域福祉活動の周知の支援に努めます。</p>

	<p>ため、広報やホームページ、チラシなどを通じて各団体・組織の地域活動を広く市民に知ってもらい、活動の意義や効果についての理解を深めます。</p> <p>■理由</p> <p>地域活動団体の悩みとしてボランティアでも同様だが、担い手の不足や会員の減少問題がある。これは地域住民の希薄化も一因だと思います。</p> <p>各種団体やNPOが集まれる市民協働センターは羽島市にないが、新庁舎にて市民団体の交流スペースが計画されているので、そこで各団体の活動周知をしてもらいたい。</p> <p>またSNS等を通じても活動の周知をしている事例もある。</p>	
22	<p>■項目及びページ</p> <p>37ページ ボランティア・NPO活動などへの支援</p> <p>■意見</p> <p>以下の文章を計画書に追加記載すること。</p> <p>(地域の取り組み)</p> <p>ボランティア団体やNPO法人等が地域に根ざした活動をおこなうために地域住民・自治会(町内会)・民間事業所等と連携して協力体制作りに務めます。</p> <p>(市・社会福祉協議会等の取り組み)</p> <p>地域福祉の推進を目的とするボランティア団体やNPO法人等の立ち上げ支援に努めます。</p> <p>■理由</p> <p>(地域の取り組み事項について)</p> <p>立ち上げたボランティア活動が継続的に行われるためには地域との連携が必要不可欠であるため。</p> <p>(市・社会福祉協議会等の取り組み事項について)</p> <p>岐阜県内の市社協ボランティアセンター団体登録数ですが、羽島市より人口が少ない市を比較しました。ボ</p>	<p>38ページにおいて、以下のとおり記載させていただきます。</p> <p>(地域の取り組み)</p> <p>地域住民や自治会、関係団体と連携・協力しながら、地域に根ざした活動を行うことにより、立ち上げたボランティア活動や市民活動を継続して実施できるよう努めましょう。</p> <p>ボランティア団体やNPO法人等の立ち上げ支援につきましては、必要に応じて検討していきますので、今回は原案通りとさせていただきます。</p>

	<p>ランティア登録数：羽島市約 20、海津・郡上市約 80、土岐・瑞穂市約 55。羽島市は極端に登録数が少ない傾向にあり、課題点であるため。ボランティアの立ち上げ支援が必要であると感じた。また第四期岐阜県地域福祉計画（素案）にも記載されている。</p>	
23	<p>■項目及びページ 38～39ページ 顔のみえる地域づくりの促進</p> <p>■意見 以下の文章を計画書に追加記載すること。 （地域） 地域と共にある学校づくりを進めるため、市内小中学校へのコミュニティ・スクールの取り組みに参加し、地域ぐるみまで子どもを見守り育てよう。</p>	<p>40ページにおいて、以下のとおり記載させていただきます。</p> <p>地域とともにある学校づくりを進めるため、小・中学校及び義務教育学校でのコミュニティ・スクールの取り組みに協力し、地域全体で子どもを見守り育てる体制の構築に努めましょう。</p>
24	<p>■項目及びページ 40～41ページ 地域住民の認め合い・支え合い</p> <p>■意見 以下の文章を計画書に追加記載すること。 （市民の取り組み） ・認知症サポーター養成講座に参加する。 ・障害者権利条約や障害者差別解消法についての理解を深める。 （市・社会福祉協議会等の取り組み） ・認知症サポーター養成講座の開催し、支援の担い手育成をする。 ・庁舎・事業所・施設に対し合理的配慮や差別的取り扱いの事例を紹介するなど、障がいのある人に対する合理的配慮の提供をする。</p> <p>■理由 地域住民が認め合う・支え合うためには「福祉の心」を持つことが重要であるが、「きっかけ」（研修や講習会等）作りがなければ自覚することは難しい。 意見の内容は改正社会福祉法第10</p>	<p>41ページにおいて、以下のとおり記載させていただきます。</p> <p>（市民の取り組み） 認知症サポーター養成講座に参加しましょう。 障がいのある方に対する理解を深めましょう。</p> <p>（市・社会福祉協議会等の取り組み） 認知症サポーター養成講座を開催し、支援の担い手育成に努めます。 市職員や福祉施設、事業所等に対し、障がいのある方に対する合理的配慮の周知に努めます。</p>

	6条の3第1項第1号の「地域住民等に対する研修の実施」の内容となります。	
25	<p>■項目及びページ 41～42ページ 地域間交流の促進</p> <p>■意見 以下の文章を計画書に追加記載すること。 (市・社会福祉協議会等の取り組み) ①竹鼻商店街において世代を超えた交流の場の創出や竹鼻文庫の設置をして伝統文化の継承や教養の向上を目指します。 ②分野を区別せず一体的・総合的に地域協働で取り組む宅幼老所(地域共生型サービス)の手法について検討していきます。 ③古民家や空き店舗など既存施設を活用した拠点の整備を支援する。 ①については事業の今後の方針予定を教えてください。</p> <p>■理由 ①竹鼻まちなかの賑わい再生計画に示されております。 ②地域福祉計画策定ガイドラインにて「共生型サービスの分野横断的な福祉サービスの展開」と記されているため。 ③第四期岐阜県地域福祉支援計画(素案)に記載されており、市町村地域福祉計画ガイドラインにも「拠点整備」とあるため。</p>	<p>①③につきましては、計画を進めるに当たり、参考にさせていただきますが、福祉分野の計画であるため、今回は原案通りとさせていただきます。</p> <p>②につきましては、調査研究・情報収集に努めて参ります。</p> <p>また、①の竹鼻商店街のご質問につきましては、竹鼻まちなかの賑わい再生計画や羽島市中心市街地活性化基本計画をご参照ください。</p>
26	<p>■項目及びページ 41ページ 地域間交流の促進</p> <p>■意見 以下のことを計画書に追加記載すること。 (地域)か(市・社会福祉協議会等の取り組み) 公民館や社会教育施設等の講座・サークル活動で世代・対象問わず誰もが参加できるように取り組む。 (質問)</p>	<p>42ページにおいて、以下の通り記載させていただきます。</p> <p>(市・社会福祉協議会等の取り組み) 各コミュニティセンターを中心に開催する地域行事に、誰もが参加できるよう、企画立案・周知に努めます。</p> <p>ご質問いただいた内容につき</p>

	<p>公民館や社会教育施設等の講座・サークルで障害者が参加可能もしくは障害者を対象とした講座の実施状況はどれくらいありますか？</p> <p>■理由</p> <p>高齢者やこどもは主な学びの場はあるでしょうが、学校を卒業した障害者は公民館で活動というのは極端に少ないでしょう。通称：障害者の生涯学習化。文部科学省「学校卒業後における障害者の学びの推進方策について」で議論中ですが、ひきこもりをしやすいのは制度的には「高齢者」よりも「障害者」となるのではないか。</p> <p>障害者の生涯学習化は文化・スポーツ・芸術にとどまらず住んでいる地域での活動も重要である</p>	<p>ましては、市として把握しておりません。</p>
27	<p>■項目及びページ</p> <p>45ページ 地域住民による見守りネットワーク</p> <p>■意見</p> <p>(具体的取り組み) 全体版 見守りネットワークは地域住民だけでなく、官民協働の促進、つまり地域社会の一員である企業への働きかけも必要であり、計画書に追加記載すべきである。</p> <p>↓以下の文章について追加記載すべきである。</p> <p>(市・社会福祉協議会等の取り組み) 地域見守りネットワークとして高齢者、障がい者、子ども等の何らかの異変があった場合に対応している。</p> <p>(質問) 第2期岐阜県障がい者総合支援プランでは「見守りネットワーク」と「助け合い(生活支援)活動」が達成目標であります。障がい者に対して羽島市では2項目について実施しておりますか？教えてください。</p> <p>■理由</p> <p>(具体的取り組み) 全体版</p>	<p>45ページにおいて、以下のとおり記載させていただきます。</p> <p>(市・社会福祉協議会等の取り組み)</p> <p>高齢者や障がい者、子ども等に何らかの異変があった場合における地域との連携体制の構築に努めます。</p> <p>ご質問に関しましては、それぞれ要支援者を対象に活動を行っており、見守りネットワーク活動においては市内のほぼ全域、助け合い(生活支援)活動においては、一部地域で実施しております。</p>

	<p>第四期岐阜県地域福祉支援計画（素案）にも企業への働きかけと記載されている。</p> <p>（地域見守りネットワーク）</p> <p>行財政改革推進計画の進捗状況（平成30年1月31日）にて同内容が記載されている。</p> <p>同計画書（案）の段階で「高齢者」のみの記載ですと、上記で示した資料と整合性がとれませんね。</p>	
28	<p>■項目及びページ 44ページ 困りごとや課題をみつける</p> <p>■意見 以下の文章で下線文面を計画書に追加記載すること。 （ねらい） 「住民に身近な圏域」において、地域住民が主体的に生活課題を把握し、解決を試みることができる環境の整備</p> <p>■理由 改正社会福祉法第106条の3第1項第1号関係にはこのように記されているため。</p>	<p>「地域住民」に身近な圏域の意味も含まれているので、今回は原案通りとさせていただきます。</p>
29	<p>■項目及びページ 45ページ 地域住民による見守りネットワークづくり</p> <p>■意見 以下の文章を計画書に追加記載すること。 （地域） ・各地区による地区福祉懇談会を自主的に開催して、地域住民同士で課題解決の取り組みや支え合いの仕組みを考えていく。 （市・社会福祉協議会等の取り組み） ・社会福祉委員の組織化を推進していく。 ・自治会や支部社協の単位で福祉活動計画を策定や小地域福祉活動の手引き（仮）を作成するなど、「住民に身近な圏域」で地域の福祉課題を明らかにし、解決できるように導いて</p>	<p>45ページにおいて、以下のように記載させていただきます。</p> <p>（地域の取り組み） 各地区において、地域住民同士で課題解決の取り組みや支え合いの仕組みを考えましょう。</p> <p>（市・社会福祉協議会等の取り組み）への追加記載につきましては、今後の取組を実施する上で参考にしていきますので、今回は原案通りとさせていただきます。</p>

	<p>いく。</p> <p>■理由 (地域) 第3期羽島市地域福祉活動計画で示しております。 小地域を単位としたネットワークの構築が大事であり、地域福祉計画の「住民の身近な圏域」に類似する点があると考えます。</p>	
30	<p>■項目及びページ 46～47ページ 相談支援体制の拡充</p> <p>■意見 以下の文章で下線文面を計画書に追加記載すること。 (市・社会福祉協議会等の取り組み) 障がい児・者への相談支援体制の充実のために基幹相談支援センター設置に向けて努めます。</p> <p>■理由 2020年までに設置すると国からも羽島市障害者計画にも明記されており、今後の方針ということで。</p>	<p>46ページにおいて、以下のとおり記載させていただきます。</p> <p>障がい児・者への相談支援体制の充実のため、基幹相談支援センター設置に向けて努めます。</p>
31	<p>■項目及びページ 46ページ 包括的な支援体制の推進</p> <p>■意見 以下の文章を計画書に追加記載すること。 実施主体及び推進員が、複合的な課題を抱える相談者等に対して、必要な相談支援が円滑に提供されるように相談支援包括化推進会議を設置します。</p> <p>■理由 改正社会福祉法第106条の3第1項第3号関係にて多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築とあります。 新設ではなく既存の会議体を活用する方策もあり、例えば地域ケア会議で高齢者だけでなく、障害者や子育て家庭を含む複合化したケースもとりあげてはどうか？例題として和光</p>	<p>46ページにおいて、以下のとおり記載させていただきます。</p> <p>複合的な課題を抱える相談者に対して、多機関による包括的な相談・連携支援体制の構築を検討します。</p>

	市を別紙資料で提出します。 分野を超えた生活・福祉会議を協議体で話し合うためには既存の会議体の活性・充実化は必要不可欠。	
3 2	<p>■項目及びページ 4 6～4 7ページ 相談支援対策の拡充</p> <p>■意見 以下の文章を計画書に追加記載すること。 (市・社会福祉協議会等の取り組み) 新庁舎開庁にあわせて福祉総合相談窓口を設置と相談支援包括化推進員を設置してチームとして包括的・総合的な相談体制を構築する。 (質問) 平成30年12月県議会の議員の答弁で市町村に設置する窓口で相談を受ける人材を育成するため、包括支援センターなどの相談業務従事者に対して、研修を行うことを検討しており、内容として各福祉分野の事項・現地実習等らしいですが、包括センターですと今後は「高齢者」以外の相談支援の知識習得も求められます。社協では今後複合的な相談業務従事者を配置し、対応できるようにされますか？</p> <p>■理由 我が事・丸ごとの地域づくり・包括的な支援体制の整備に明記されており、岐阜県としても市町村に対して設置を促すと県議会にて答弁されました。 また第四期岐阜県地域福祉支援計画(素案)にも明記されている。同計画書では「相談支援コーディネーター(仮称)」の養成と明記されている。</p>	<p>総合相談窓口につきましては、新庁舎開庁にあわせて、より良い体制作りに向けて現在検討中でございます。</p> <p>ご質問につきましては、情報収集に努め、複合的な相談支援体制の構築に努めます。</p>
3 3	<p>■項目及びページ 4 9ページ 計画の進捗管理</p> <p>■意見 進捗を客観的に評価する方法ですが、評価の手法をどのようにするの</p>	<p>ご主旨につきましては、P(計画)、D(実行)、C(評価)、A(改善)の考え方に基づくPDCAサイクルにより、地域福祉関係者と協議しながら実施する予定でございます。</p>

	<p>か？（数値目標が現時点でないので評価基準をどのようにするのか分からないため）</p> <p>また計画評価委員会を毎年開いて同計画書についての進捗報告と評価の裁定をおこなってもらうのか？</p>	<p>います。</p>
3 4	<p>■項目及びページ 4 9 ページ （6） 行政の役割</p> <p>■意見 以下の文章で下線部分を計画書に追加記載すること。 様々な形で支援するため、<u>庁内における分野横断的な連携体制を整備して、上記関係者及び～</u></p> <p>■理由 第四期岐阜県地域福祉支援計画（素案）と、市町村地域福祉計画策定ガイドラインにも「全庁的な体制整備」と記載されている。</p>	<p>4 9 ページにおいて、以下のとおり記載させていただきます。</p> <p>行政は、福祉制度の充実に努めるとともに地域住民や関係団体等の自主的な取り組みを様々な形で支援するため、<u>庁内における分野横断的な連携体制の整備、上記関係者及び関係機関・団体の役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図り、地域福祉活動を促進させるための支援を行います。</u></p>
3 5	<p>■項目及びページ 該当ページ不明</p> <p>■意見 以下の事柄（①）・文章（②）を計画書に追加記載すること。 ①「福社会」という単語を計画書に記載すること。 ②複雑多様化した地域生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及び連携をしていく。 （質問）①について 福社会活動ガイドライン（第3版）によりますと、福社会の活動は高齢者を中心に取り組んできたと記載されていますが、子供、高齢者、障害、生活困窮などの分野を超えた小地域福祉活動での福祉・生活課題を把握する取り組みをされていくために、今後の方針としてどのように軌道修正をしていく方針ですか？具体的に教えてください。</p> <p>■理由 ②について</p>	<p>①地域福祉の推進をする組織の一つになりますので、今回は原案通りとさせていただきます。</p> <p>②につきましては、必要に応じて検討していきますので、今回は原案通りとさせていただきます。</p> <p>また、ご質問に関しましては、情報収集に努め、分野横断的な連携体制の構築について検討いたします。</p>

	市町村地域福祉計画策定ガイドラインの③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項より記載しました。	
36	<p>■項目及びページ 該当ページ不明</p> <p>■意見 地域福祉を担う人材確保について（地域を担う人材） 民生委員の負担軽減と新たな地域福祉の担い手の堀おこしを目的に、民生委員の活動を補佐する「民生委員協力員」制度の創設について検討してはどうか。 （福祉人材） 飛騨市では介護人材確保で先進的な施策をしている。 「岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例」では手話や点字のみに限らず発達障がいも含めた障がいの特性に応じた支援人材の育成も対象になっている。 例題をお示ししましたが、それぞれの分野で人材確保についてどのような取組をされていくのか計画書に記載したほうがよいのではないですか？</p> <p>■理由 第四期岐阜県地域福祉支援計画（素案）には福祉人材の確保が記載されていたため。</p>	<p>現在、民生委員を含め、地域福祉の担い手が少なくなっております。行政だけでなく、市民の皆様との連携・協力が必要であるため、引き続き、ご支援ご協力をお願いします。</p> <p>貴重なご意見として承りますが、今回は原案通りとさせていただきます。</p>
37	<p>■項目及びページ 該当ページ不明</p> <p>■意見 地域住民が主体的に課題を解決していくための財源確保についても計画書に追加記載しなければいけないと思う。 財源確保方法については事務局でご判断してください。</p> <p>■理由</p>	<p>財源については必要に応じて検討していきますので、今回は原案通りとさせていただきます。</p>

	市町村地域福祉計画ガイドラインや第四期岐阜県地域福祉支援計画(素案)に示されているため。	
38	<p>■項目及びページ 該当ページ多数</p> <p>■意見</p> <p>①寄り合いワークショップを計画書に記載すべき。</p> <p>②「市民活動団体登録」制度の周知の仕方と取り組み状況について説明して欲しい。</p> <p>③各地域に「地域担当職員」を3～4名任命しているが、地域課題や生活に困りごとを抱えている住民がいれば民生委員→地域担当職員で伝えられる方法を検討してはどうか？</p> <p>④「協働提案制度」を市として導入してはどうか？</p> <p>■理由</p> <p>同計画書の分野は「福祉」ですが、地域力向上を考えれば「市民協働」も大いに関係してくる。</p> <p>①タウンミーティングで市がご説明された通り。</p> <p>②タウンミーティングでご指摘したが、半年(平成30年6月から)経過して新規の登録数が0件であったため(周知不足で生かし切れていない)</p> <p>③地域で困りごとを抱えている住民を知ることができればどんな方法(ネットワーク構築)でもよいと考えた。</p> <p>④寄り合いワークショップは地域コミュニティ単位であり、当市では団体が市に提案する方法はないので提案をしました。詳細は資料をご覧ください。</p> <p>(補足)</p> <p>全庁的な対応が必要と述べたのは上記のとおり「福祉」以外の分野も関係しているから。</p>	<p>①につきましては、福祉分野の計画であるため、今回は原案通りとさせていただきます。</p> <p>②につきましては、登録制度について市ホームページやSNS等を通じてさらなる周知を図り、登録団体の増加と登録団体の主催する行事の積極的な外部へのPRにつなげていきたいと考えております。</p> <p>③④につきましては、適切な方法について調査・研究させていただきます。</p>
39	<p>■項目及びページ 該当ページ不明</p>	46ページにおいて、以下のとおり記載させていただきます。

	<p>■意見 制度の狭間の課題への対応はどこに記載されているのか分かりづらい。また未記載なら制度の狭間の問題の取組を計画書に追加記載すべきである。 また「8050」「ダブルケア」などひとつの福祉分野だけでは適切な解決策を講じることが難しいケースもあるが、これらの単語を計画書に追加記載すべきだと思う。</p>	<p>また、広く連携して対応する必要がある問題に対しては、包括的に支援する体制の構築に努めます。</p>
40	<p>■項目及びページ 該当ページなし</p> <p>■意見 (地域生活課題を受け止める人材の育成・支援) 助けを求めることができない状態、自分自身の課題に気づいていない人がいる場合、実際に地域住民が地域生活課題を抱える住民に接触し、話を聞いたりすることは難しいと思います。そこで地域住民が主体的に地域生活課題を把握し解決するための素地をつくるコミュニティソーシャルワーカー（地域福祉コーディネーター）や生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）が必要になり、育成・支援が必要になってきます。羽島市社協にコミュニティソーシャルワーカーは配置していますか？ また岐阜県社協では育成・支援をしているのでしょうか？個別・地域支援を循環させる「地域力強化」を推進する必要があるのだと思います。</p>	<p>コミュニティソーシャルワーカーは、全国共通の資格制度ではございません。 羽島市社会福祉協議会では、コミュニティソーシャルワーカーという職種の職員は配置していませんが、生活課題を抱えている人を社会福祉協議会や市へつなぐ体制づくりを継続的に行っております。 岐阜県社会福祉協議会では、上記のような体制づくりに必要となる職員の育成を行っております。</p>
41	<p>■項目及びページ 22ページ ヒヤリング結果</p> <p>■意見 >市営住宅が必要 各計画書を勘案すると「住居確保」が非常に大事な施策だと実感しました。 (質問) ①担当課HP「市営住宅」は「現在</p>	<p>①市営住宅については、現在のところ公募がある場合にホームページへ掲載しております。 ②市営住宅のあり方については、情報収集に努め検討してまいります。</p>

	<p>コンテンツはありません。」と表示されており、募集時のみ掲載している と見受けしますが、基本的な情報は常時掲載してください。というか常時で情報未掲載というのは市政が「住居確保」についての必要性を軽視していると思えます。</p> <p>(例題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅の種類 (一般・特定・定住) ・市営住宅一覧 ・書類のダウンロード化 ・入居の資格・条件・申し込みの流れ・家賃 <p>②法律 (地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法 (平成17年6月29日法律第79号) と岐阜県、各市町村の動向と地域住宅計画を職員様にご拝読して頂きまして、今後の市営住宅の在り方について考えを述べてください。</p>	
42	<p>■項目及びページ 31ページ 犯罪のないまちづくりの推進</p> <p>■意見 以下のことを計画書に追加記載すべきである。 羽島市再犯防止推進計画を策定して刑事司法当局と市町村の担当課が情報共有の場を設けます。</p> <p>■理由 再犯の防止等の推進に関する法律第8条に市町村は地方再犯防止推進計画を定める努力義務とありますし、岐阜県再犯防止推進計画 (素案) にも市町村でも同計画の策定が必要であり支援すると明記されております。他に警察との連携は例えば「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項に規定する協議会の設置運営に当たっての留意事項について (平成25年3月28日)」でも協議</p>	<p>再犯防止推進計画につきましては、警察等の関係機関と連携の上、策定について検討していく予定でございます。今回は原案通りとさせていただきます。</p>

	<p>会の下に<u>権利擁護に関する専門部会を設置するとともに、警察署にも参加を要請し</u>～（このあたりの記述は虐待になりますが）とありますので、日頃から協議の場で警察との連携、そして検討中である専門部会でも権利擁護に関する場は必要だと申し上げておきます。</p>	
4 3	<p>■項目及びページ 27ページ～ 施策の展開 全般的な意見③</p> <p>■意見 以下のことを27ページからの施策の展開で該当する箇所を取組として計画書に追加記載すべきである。 ①在住外国人との共生 ②障がいのある人や要介護者への家族への支援</p> <p>■理由 ①同計画書11ページ外国人人口を掲載していますし、今後社会的要因では入管法改正で外国人受け入れ拡大方針となり、課題として地域での外国人との共生があげられるため。考え方として「ソーシャルインクルージョン」です。 ②当事者だけでなく、その家族に対しても視点をあてるべき。特に自殺対策計画における自殺予防は大切な要因（この場合は介護うつ）である。</p>	<p>41ページにおいて、以下のとおり記載させていただきます。</p> <p>（地域の取り組み） 外国人とも積極的にコミュニケーションを取りましょう。 高齢者や障がい者本人だけではなく、本人を支える家族についても気にかけてみましょう。</p>
4 4	<p>■項目及びページ 28ページ～ いじめ、虐待、DV防止対策の推進</p> <p>■意見 ①以下の一文を訂正して計画書に反映させること。 （市民） ・毎月発行される～ ②以下の文章を該当する箇所「（市民）（地域）（市・社会福祉協議会等）」に追加記載すること。 ・地域に住むすべての人の尊厳が守られ、お互いがお互いを尊重し、認め合い、差別や偏見のない地域で暮</p>	<p>①については、29ページにおいて以下のように修正させていただきます。</p> <p>「広報はしま」や「社協はしま」を読むなど、日頃から相談窓口や問題解決に役立つ情報を自ら集める努力をしましょう。</p> <p>②については、29ページにおいて以下のように記載させていただきます。</p> <p>地域に住むすべての人の尊厳</p>

<p>らすことができるよう、心のバリアフリーの実現に向け、啓発活動を推進します。</p> <p>■理由 (市民) 「社協はしま」は2か月に1回なのと、「何の情報」を集めればいいのですか？表現が抽象的すぎる。 (心のバリアフリー) 「全世代・全対象型地域包括支援体制」が原則である地域福祉計画において「心のバリアフリー」は広い意味合いでの単語として使われるため相応しいと思う。</p>	<p>が守られ、お互いがお互いを尊重し、認め合い、差別や偏見のない地域で暮らすことができるよう、心のバリアフリーの実現に向けた取り組みを推進します。</p>
---	--

※寄せられた意見につきましては、誤字・脱字と思われる箇所は修正しております。